

新居浜市公式 Facebook 運用基準

1 趣旨

この基準は、Facebook を利用したさまざまな情報発信を目的として本市が開設する新居浜市公式 Facebook（以下「市 Facebook」という。）の適正かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定める。

2 運用の目的

新居浜市のさまざまな情報を写真や動画を使って魅力的に発信することにより、より身近に感じてもらい新居浜のファンを増やすこと目的とする。

3 運用管理者

- (1) 市 Facebook の適切かつ円滑な運用を図るため、市 Facebook 運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置く。
- (2) 運用管理者は、広報担当課長をもって充てる。運用管理者は、次に掲げる業務を行う。
 - ア 市 Facebook のアカウント登録・ID・パスワード管理に関すること。
 - イ 市 Facebook 全体の構成及び調整に関すること。
 - ウ 市 Facebook 上で発信する情報の内容に関する指導・助言に関すること。
 - エ 市民等との情報交流における全庁的な調整に関すること。
 - オ 不適切な投稿の削除に関すること。
 - カ その他、市 Facebook の運用に関すること。

4 発信管理者

- (1) 市 Facebook の適切かつ円滑な運用を図るため、市 Facebook 発信管理者（以下「発信管理者」という。）を置く。
- (2) 発信管理者は、市 Facebook で情報発信する課所長をもって充てる。
- (3) 発信管理者は、市 Facebook で情報発信ができる他、課内で情報発信する者を指定することができる。
- (4) 発信管理者及び発信管理者に指定された者は、「新居浜市職員のソーシャルメディア利用に関するガイドライン」を遵守して情報発信をしなければならない。また、第三者に ID・パスワードを開示してはならない。

5 運用方針

- (1) 掲載主体
掲載主体は、広報担当課及び希望する課所とする。

(2) 掲載する情報

新居浜市の魅力を発信するさまざまな情報。

(3) 情報発信端末

情報発信には庁内のパソコンを使用しなければならない。ただし、運用管理者が特に認めた場合にはこの限りではない。

(4) 投稿やコメントへの返信

投稿やコメントに対して、原則として返信しない。ただし、運用管理者が特に認めた場合にはこの限りではない。

(5) 市 Facebook の停止

Facebook で情報を提供するにそぐわない理由がある場合、新居浜市アカウントを速やかに削除するものとする。